質問第一三号

霊感商法に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年三月二十四日

議院議長原

衆

健三郎

殿

提出者

寺 前

巖

__

霊感商法に関する質問主意書

街 頭 あ る 1 は 戸 別 訪 間 で 手 相 を み Ć あげるなどと近づき、 人 \mathcal{O} 弱 味 に 0 け 込 λ で 短 命 لح か 離 婚

 \mathcal{O} 相 が あ るな どと告 げ て 不 安 に 陥 れ、 家系図 を書かせ こて「あ な た \mathcal{O} 不 幸 は 何 代 か 前 \mathcal{O} 先 祖 に 因 縁

ک れ を 絶 0 に は 出 家 す る か 血 と 汗 と 涙 0 結 晶 で あ る お 金 を な げ ź 5 開 運 \mathcal{O} 壼 を さ ず か る か な

ど と 印 鑑 P 壼 多 宝 塔 な لخ を 法 外 な 値 段 で 売 り 0 け る 霊 感 商 法 が 大 き な 社 会 問問 題 に な 0 7 7 る。

٢ \mathcal{O} 商 法 は 商 品 \mathcal{O} 販 売 目 的 を 隠 L 7 消 費 者 に 近 づ くこと、 軟 禁 状 態 に 7 数 人 で 取 n 用 λ で

脅 L す か し て 判 断 能 力 を 失 わ せ ること、 放 心 状 態 لح な 0 た 者 12 神 が か Ŋ で 救 済 \mathcal{O} 4 5 を 説 き 商 品

を 購 入 さ せ ること、 ま た 原 価 \mathcal{O} + 倍 か 5 五. 百 倍 に ŧ 及 Š 暴 利 販 売 を 行 0 て **,** \ ることなど社 会通 念

上 許 さ れ な 1 不 法 行 為 を 行 0 て 1 る。

こ の 商 法 は 文 鮮 明を教 祖とする韓 国製反共謀略団体 「世界基督教統 神霊 協会」 略 称 統 協

会 \mathcal{O} 謀 略 資 金 集 \Diamond لح L て B 5 れ 7 1 る Ł \mathcal{O} で あ り、 玉 会 で ŧ L ば L ば 追 及 さ れ 7 き た。 壺 Þ

代 宝 塔 表 な 取 تلح 締 役 \mathcal{O} 古 輸 田 入 元 元 男) で あ は る 株 全 式 会 玉 社 \mathcal{O} 統 ハ ツ 経 \mathcal{L}° 営 を ワ 行 0 ル 7 F お り、 東 京 全 都 渋 玉 を 谷 + 区 ブ 神 南 口 ツ ク に + 分 九 け 7 十 卸 丸 恵 元 \mathcal{O} ピ 会 ル、 社

を お 1 7 1 る 例 え ば 近 畿 地 方 に は 株 式 会 社 世 界 \mathcal{O} L あ わ せ 大 阪 大 阪 府 吹 田 市 垂 水 町 \equiv 丁 目

あ わ せ ピ ル、 代 表 取 締 役 福 良 弘幸) が あ る。 そしてその 下 に、 各 都 道 府 県 ごとに 販 売 店 (京都 府

双 葉、 奈 良 県 大 和 大 阪 府 天 宝 堂 • あ お ば • 双 葉 福 愛 光 堂 等 **々** が あ り、 そこ \mathcal{O} 委

託 販 売 員 が 消 費 者 12 接 触 す る と ٧Ì うことに な る 株 式 会 社 ハ ツ ピ ワ] ル F 以 下 \mathcal{O} 会 社 \mathcal{O} 構 成 員

並 U 12 委 託 販 売 員 は す べ 7 統 協 会 員 で あ る と 1 わ れ て 1 る

霊 感 商 法 12 ょ る 被 害 \mathcal{O} 実 熊 は 以 下 に 4 る ょ う に 甚 大 で あ る 1 < 0 か \mathcal{O} 新 聞 社 \mathcal{O} 報 道 を 見 7

Ł 昨 年 末 全 玉 \mathcal{O} 消 費 者 セ ン タ] を 対 象 12 L た 調 査 に ょ れ ば 昭 和 五 + 九 年 か 5 六 + 年 F. 半 期

ま で で 苦 情 相 談 件 数 は 万 六 百 + 件 ŧ あ り、 判 明 L た 被 害 額 は 匹 + 億 円 被 害 は 北 海 道 カン 5 沖

縄 県 ま で 全 都 道 府 県 に 及 λ で 7 る。

ま た、 今 年 月 東 京 で 行 わ れ た 霊 感 商 法 被 害 者 救 済 弁 護 士 連 絡 会 \mathcal{O} 相 談 は 首 都 巻 を 中 心 に

百 九 + 件 被 害 総 額 は二 + 五. 億 三 千 万 円 に ŧ な <u>つ</u> て 1 る。 同 時 期 に 京 都 で は 日 \mathcal{O} 相 談 だ け で

五. + 件、 億 七 千 六 百 万円 0 被 害 に 及 λ で 7 る。

タ

玉 民 生 活 セ ン \mathcal{O} 調 査 で は 昭 和 五. 十 一 年 カン 5 五. 十七年で二千六百三十二件、 十六億 九千

万

円。 そ れ 以 後 昭 和 五 + 八 年二 百 兀 十三 件、 五 + 九 年 六 百 三 十 一 件、 六 + 年 千 百 六 + 七 件、 六 +

年 (今年三月ま で 千 七 百 兀 + 五. 件、 被 害 総 額 五 + 五. 億 五. 千 万 円 に \mathcal{O} ぼ り、 7 7 7 数 年 激 増 L 7 1

る。

れ 5 に 現 わ れ た 被 害 は 氷 Щ \mathcal{O} 角 で あ り、 多 < \mathcal{O} 被 害 者 が は ず か L さと恐 L さ か 5 泣 き 寝 入

ŋ L 7 1 る \mathcal{O} が 実 態 で あ る。 れ 以 上 \mathcal{O} 被害者をださな 1 た め に ŧ, 有 効 で 具 体 的 な 対 策 が 緊 急

に 求 \Diamond 5 れ て 7 る。

従つて、次の事項について質問する。

「先祖のたたり」「怨念」 とい 0 て 消 費者を 不 安 に 陥 れ 法 外 \mathcal{O} 高 値 で 売 り 0 け 莫 大 な 利 得 を 得

7 7 る 販売 方法 は 詐 欺 罪 Ŕ 恐 喝 罪 等 に . 当 た る ŧ \mathcal{O} で あ り、 少 なくとも ま が ** \ \mathcal{O} 商 法 で あ るこ

と は 明 白 で あ る。 関 係 省庁 は、 取 締 ŋ を 強 化 し、 また実効あ る被害者の救 (済措 置 を 図 る ベ きと

考えるがどうか。

昭 和 六 + · 年 五 月 に 発 足 L た 通 産 省 0) 訪 間 販 売 \vdash - ラブ ル 情 報 提 供 制 度にこの 霊 感 商 法 を 適 用

手 П 企 業 名 を 公 開 することに ょ つ 7 消 費 者 保 護 を 図 る べ きだと考え る が どう か

三 特 に 前 述 L た 統 教 会 系 霊 感 商 法 関 係 に 9 1 て は 直 5 に 企 業 名 及 び 彼 等 特 有 \mathcal{O} 手 \Box 等 を

す ベ て 公 表 するなど、 今後、 被 害 者 が 発生す ることの な V よう な 諸 措 置 をとるべ きと考 え る が

どうか。

兀 霊 感 商 法 など消費者被害を防止するため、 滋賀、 鳥取県など数カ所 の地方自治体で条例改正

を 行 \\ \ 消 費 者 保 護 に . 当 た つ て 7 る。 ま た、 大 阪 弁 護 士 会 ŧ 今年 月 現 行 訪 間 販 売 法 を 改 正 す

ベ < 独 自 \mathcal{O} 訪 間 取 引 業 規 制 法 案 を 発 表 L 7 1 る。

通 産 省 は 業 界 \mathcal{O} 自 主 規 制 に ょ る 自 浄 作 用 に 期 待するやに伝えられ るが、 こ の ような詐欺行

為 0 霊 感 商 法 を 用 ١ ر る悪質 八業 者 に は 自 <u>;</u> 作 用 は 期 待で きな 1

今こそ現 行 訪 問 販 売 法を次に あ げ る内 容 で 抜 本 的 に 改 正 し、 消費者保護を図るべきであると

考えるがどうか。

1 対 象 商 品 を 政 令 指 定 で 特 定 す る 現 行 方 式 をや め、 商 品 は もとよ り 役 務 を含め 原 則 とし てす

べ 7 \mathcal{O} 有 償 契 約 を 対 象 لح し、 今後 \mathcal{O} 新 手 \mathcal{O} 悪 徳 商 法 ŧ 規 制 でき る よう に す る。

2 勧 誘 行 為 に 関 す る 規 定 を 設 け、 勧 誘 員 \mathcal{O} 所 属 事 務 所 氏 名、 品 目 等 を 明 示 L な 7 勧 誘 を 禁

じ、 処 罰 対 象とする。 また、 長 時 間 に わ た る ŧ *(*) 早 朝 深 夜に わ たる もの、 執 拗 なも \mathcal{O} 威

迫を交えたものなど悪質 な行為を禁止するなどの 規 制 を行う。

同 時に、 違法 な勧 誘行為が あつた場合、 勧 誘員及び違 法行為を指示 したその 雇 主で あ る事

業 者 を 処 罰 す る。 その 際 契 約 は無 効とし、 損 害 賠 償 請 求 もできることとする。

3 関 係 省庁 は、 勧 誘 員、 事業者の違法行為等につい て、 職権 又は消費者などの申 出 に 基 づ

き、 必要な場合には事業者等に対 し て 報告の聴取、 立入調査、 指導等が行えることとする。

また、 悪質な業者については、 業務 の改善命令、 事業者名、 勧誘員及びその手 口の公表、業

務停止処分等の措置がとれるようにする。

右質問する。